

生涯学習センター使用の手引き

令和6年4月 改訂

豊橋市教育委員会 生涯学習課

豊橋市には、22館の生涯学習センターがあります。生涯学習センター（市民館）は、地域住民のために、実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進等に寄与することを目的としています。

◎使用等について

使用について	○申請について ・非営利（通常）使用の申請期間 所定の申請書で、使用しようとする日の属する月の2月前の初日（最初の営業日）から使用期日前5日まで申し込みが可能です。直接施設へ申し込みしてください。 ・営利使用の申請期間 所定の申請書で、使用しようとする日の属する月の1月前の初日（最初の営業日）から使用期日前5日まで申し込みが可能です。直接施設へ申し込みしてください。 ○承認について 承認までの標準処理期間を5日間としています。使用承認申請書の申請内容や使用目的について、問題がなければすぐに承認となりますが、疑義等がある場合は、申請後5日間は、申請内容や使用目的について問合せをさせていただくことがあります。なお、使用が引き続き7日を超えるものは、承認できません。 ○使用料について 使用料は原則使用する日に、規定の使用料（営利使用の場合は、通常使用料の3倍）をお支払いください。事前にお支払いいただくことも可能ですが、納入いただいた使用料は返金できませんのでご注意ください。 ○キャンセル料について 使用期日前5日を超えてのキャンセル（4日前から当日のキャンセル）については、使用料を全額支払っていただきます。
開館時間	9：00～21：00
休館日	月曜日 年末年始（12／29～1／3）
使用区分	午前（9：00～12：00）
	午後（13：00～16：00）
	夜間（17：00～21：00）
使用料	使用区分（部屋ごと）により使用料が異なります。また、館ごとに施設内容が異なるため、各館でご確認ください。

I 生涯学習センターは、コミュニティ活動・生涯学習活動推進の場

1. 自主グループ・会社等（法人含む）の活動に関する使用基準

生涯学習センターは、地域のみなさんがコミュニティ活動や生涯学習活動を行う場です。グループ活動などにご使用ください。なお、社会教育施設（公民館）という位置づけですから施設の目的に合致しない事業はできませんが、施設の目的（※1）に合致した事業であれば営利活動も可能になります。

（※1）施設の目的（社会教育法より）

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

施設の目的に合致しないため使用を承認しない活動

- ① 物品等の販売
- ② 商品販売の可能性が考えられる商品説明会、展示会など
例：展示そのものが商品、会社の宣伝を目的にした使用

生涯学習活動（生涯学習センターの目的に合致した活動）のための使用には、学習を受ける者が主体となる場合と学習を提供・指導する者が主体となる場合があります。前者については非営利（通常）使用、後者については営利使用となります。また、収益を目的とした活動についても営利使用となります。

営利使用となる場合 ※使用料金は3倍

- ① 学習を提供したい個人又は会社等が学習を受けたい者を集めて使用する場合
例：使用申請者が講師又は講師が所属する会社等である
会計責任者（集金、支払等）が講師又は講師が所属する会社等である
- ② 収益を目的として入場料又は会費の類を徴収する場合
- ③ 収益を目的とした企業活動に使用する場合

（1）自主グループ員が主体となって行う活動

通常の使用料で使用を承認する場合

- ① グループ活動を行うために使用
- ② 会の運営のための会費、講師等への謝礼を含む会費を徴収して使用
- ③ 会の運営や事業実施のための経費を実費として徴収して使用
- ④ グループ員が会計責任者になっている

営利使用として3倍の使用料で使用を承認する場合

- ① 自主グループ員以外の不特定多数の参加者を募集して使用
- ② 収益を目的として入場料等の金銭を徴収して使用

(2) 講師が主体となつて行う活動

営利使用として3倍の使用料で使用を承認する場合

- ①講師が使用申請者となつて使用
- ②講師が会計責任者となつて使用
- ③金銭（会費・謝礼等含む）を徴収して使用
- ④既に生涯学習センター以外の場所で教室等の活動を行っており、事業の一環として使用
- ⑤個人事業主が行う、その営む事業にかかる使用
- ⑥不特定多数の参加者を募集して使用

(3) 会社等（法人含む）が主体となつて行う活動

通常の使用料で使用を承認する場合

- ①社員研修・会議など会社の社員だけで使用
- ②社員募集のため採用試験会場、会社説明会等として使用
- ③法律等の規定によって、地域住民に対する事業説明等を行うために使用
- ④検定試験の会場として使用
- ⑤社会貢献の一環として、無償で生涯学習センターの目的に合致した講演会、イベント等の事業を行うために使用

営利使用として3倍の使用料で使用を承認する場合

- ①金銭（会費、謝礼等含む）を徴収して使用
- ②営利事業に関わる事業の宣伝・勧誘等に使用
- ③会社等が行う、その営む事業にかかる使用
- ④不特定多数の参加者を募集して使用

2. 政党・政治団体の活動に関する使用基準

生涯学習センターが「特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること」を禁止していますが、政党・政治団体が生涯学習センターの部屋を使用することまでは禁止していません。したがって、特定の政党・政治団体に使用が偏しない等の配慮のもと、生涯学習センターの使用を承認します。

通常の使用料で使用を承認する場合

- ①政党・政治団体の構成員の部内研修
- ②後援会（個人、政党）の総会や集い
- ③国・県・市政報告会、政党・政治団体の演説会等
- ④選挙期間中公職選挙法に規定された個人演説会

3. 宗教活動に関する使用基準

生涯学習センターは「特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支持してはならない」と規定され、布教に関連する宗教活動の使用は承認しません。ただし、施設の目的に合致し、布教などを伴う宗教活動に当たらない場合は、生涯学習センターの使用を承認します。

通常の使用料で使用を承認する場合

- ①宗教団体が主催する講演会であっても、特定の宗教に偏らず布教活動等の色彩のないもので、一般市民を対象にして有益と考えられるもの
- ②宗教団体内部の会議
- ③宗教団体会員だけの講演会・学習会

使用を承認しない場合

特定の宗教の布教・宣伝を目的にしている活動

II 生涯学習センター使用者の活動の支援等に関する基準

1. 紹介・宣伝などに関して

- (1) グループ紹介のチラシ配布について

営利、非営利に関わらず、グループの活動を継続的に続けるために新規会員の加入を必要とする場合があります。常識の範囲内でグループへの加入を呼びかける宣伝行為（チラシの配布等）は許可します。

- (2) 講演会など事業開催案内チラシの配布について

営利、非営利に関わらず、グループや団体が生涯学習センターを使用して講演会などの事業を実施する場合、案内チラシの配布を許可します。

- (3) 生涯学習センターへのポスター掲示、チラシ配布依頼について

- ① 地方自治体や公共的団体が主催・共催する事業は許可します。
- ② 市民館使用料減免要綱で減免対象の団体が主催する事業は許可します。
- ③ 教育委員会・市が後援する事業は許可します。
- ④ 営利、非営利に関わらず、ポスター等に記載された内容に特段の問題がないと判断される場合は許可します。

上記を希望される場合は、生涯学習センターまたは生涯学習課へご相談ください。

III 施設の管理・運営上から、使用を制限する場合

1. 管理上支障があると認めた場合の取り扱い

市民館設置及び管理に関する条例では、「管理上支障があると認めたときは使用の承認をしない」と規定しています。この規定の運用については、使用内容を充分把握の上、「使用の可否」を決定させていただきます。

使用を承認しない場合

- ① 大きな音等により他の使用者に迷惑をかけることが予測される場合
- ② 床等を汚したり破損することが予測される場合
 - ア 和室においては空手などのスポーツ及び動きの激しい活動での使用
 - イ 集会室等においては、床等を傷つけるおそれのある使用
- ③ 使用をしたい部屋が修理中等で使用困難な場合
- ④ 飲酒を伴う使用の場合
- ⑤ 使用目的に虚偽があると認められる場合
- ⑥ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる場合
 - ア 一般市民に対する示威的又は欺瞞的な行為を伴うもの
 - イ 風俗営業
 - ウ その他
- ⑦ その他法令に抵触するおそれがあるとき

2. 生涯学習センターでの飲食・喫煙等に関する基準

(1) 飲食について

- ① 実習室を使用した調理実習にともなって集会室などを使用する以外、飲食だけを目的とする部屋の使用はできません。
ただし、長時間にわたる会議で休憩を取って、昼食をとる場合には飲食を許可します。その場合、飲食ができる場所をあらかじめ生涯学習センターと話し合って決めてください。
- ② 図書談話室・廊下など共用スペースでの飲食については、館ごとに運用が異なりますので、各生涯学習センターでご確認ください。
- ③ 地域のレクリエーション行事、居場所づくり活動、支え合い活動など、地域のコミュニティ活動などに伴って生涯学習センターの部屋で飲食することについては、生涯学習センターに相談のうえ、社会通念上の範囲であれば許可します。

(2) 喫煙について

生涯学習センターの建物及び敷地内では全面禁煙です。

生涯学習センター使用のお問い合わせ

生涯学習センター使用の手引きは各生涯学習センターにおいてあります。
詳細は、各施設へ直接お問い合わせください。

生涯学習センター／教育委員会生涯学習課（☎51・2849／FAX56・5105）